

令和2年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和3年 1月27日(水)			
開催場所	コミュニティセンター			
開催日時	令和3年	1月27日	午後	1時30分開会
	令和3年	1月27日	午後	3時25分閉会
出席委員	1番	米須 清和	5番	大城 司
	2番	平安山 良也	6番	宮嶋 扶喜子
	3番	與那嶺 清	7番	内間 正樹
	4番	大竹 恭弘	8番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	1番	米須 清和	2番	平安山 良也

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います。異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、1番 米須 清和（こめす きよかず）委員、2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 譲渡所得特別控除証明について 報告3 その他の報告
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第46号 非農地証明願いについて 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第48号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第44号から第48号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが11件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。

	休憩 再開	午後 1時 36分 午後 1時 46分
議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページ・3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>	
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。</p>	
	(質疑なしの声あり)	
議 長	<p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>	
	(異議なしの声あり)	
議 長	<p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明)</p>	

		<p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、説明がありました議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」質疑はございませんか。</p>
		(質疑なしの声あり)
議 長		<p>議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第46号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは私のほうから議案第46号「非農地証明願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議 長		<p>ただ今、説明がありました議案第46号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。</p>
委 員		<p>申請地は農振に入っていないですか。</p>
事 務 局		<p>入っていないことを確認済みです。</p>
委 員		<p>わかりました。</p>

議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第46号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>議案第46号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第47号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和3年1月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和3年1月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>住宅兼民泊施設ですが、面積的には問題ありませんか。</p>
事 務 局	<p>本来なら一般住宅500㎡、農家住宅1,000㎡以内という目安をつけていますが、今回民泊施設ということで駐車場スペースや宿泊スペースを考慮して、面積を多くとらないといけない。また図面確認したところ、適正な利用方法であると面接の中で委員と確認しています。</p>

<p>委 員</p>	<p>面接立ち会ったのですが、業者の方に確認で民泊は住宅の一部を使うので簡易宿泊所になるのでは？と聞いたところ、あくまでも簡易宿泊所ではなく民泊施設、経費節減し年間 180 日以内の稼働でやるとのことでした。民泊新法でも 180 日以内という規定があり、また保健所の申請も簡略化され経費節減できる、営業用としてしっかりやるがゆっくり稼働したいので民泊をやりたいそうです。構造上も特に問題ない申請だと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは私のほうから、議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>

委 員	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については、令和3年1月18日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>申請地を分筆して残った筆については、現在住宅の進入路として使われており、面接時に非農地か4条で地目変更するよう指導したが、このまま手続きせずやむやにしてほしくないので、再度手続きするように指導してください。</p>
事 務 局	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>(議案書読み上げ)</p> <p>ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。</p>

議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	<p>休憩 午後 2時 13分</p> <p>(資料確認及び議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」の説明)</p> <p>再開 午後 3時 24分</p>
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第48号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は原案通り可決決定いたします。

議長	本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は令和3年2月24日（水）を予定しています。 これにて令和2年度第10回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後 3時 25分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印